

(別記)

補助金交付の対象となる経費（連合会（全国組合）等研修事業）

科 目	支出範囲	留意事項
謝 金 * 「支出基準」(114頁)を参照		
委員手当	外部委員が委員会に出席したとき支給する手当	○同日に複数の委員会を開催した場合は1回分のみ補助対象 ×内部委員（組合等関係者）への支出は補助対象外 ×内部委員において、原則、同一の企業、機関等から複数の委員を委嘱することはできません。 ×講師選定を行う研修事業者等は委員に就任できません（オブザーバー可）。
専門家謝金	・外部委員がヒアリング調査を実施したときに支給する謝金 ・外部専門家の意見を委員会において聴取する場合の謝金	×内部委員（組合等関係者）への支出は補助対象外
講師謝金	・外部有識者が研修会の講師を行ったとき支給する謝金	×内部委員、事務局専従役員及び委託先への支出は補助対象外
旅 費 * 「中小企業組合等課題対応支援事業の旅費支給に関する内規」(115頁)を参照		
委員旅費	委員が委員会に出席するための旅費	○内部委員への支出は補助対象
専門家旅費	・外部委員がヒアリング調査を実施するための旅費 ・外部専門家が委員会に出席するための旅費	
調査旅費	内部委員がヒアリング調査を実施するための旅費	
講師旅費	講師が研修に出講するための旅費	
受講生旅費	受講生が研修を受講するための旅費	○出席日数のみ補助対象 ○WEBを活用した研修においてサテライト会場で研修を実施する場合、サテライト会場までの旅費も補助対象
職員等旅費	・組合等の事務局専従役員が以下の業務を行うための旅費 ・研修成果の向上に資するために必要な事前打合せのための旅費 ・委員会及び研修当日の会場準備・運営等をするための旅費 ・ヒアリング調査を実施するための旅費	*事前打合せは必要最小限度（目安として、事務局1名による日帰り出張を1回程度） *当日受講する事務局専従職員の交通費は「受講生旅費」が該当 ○WEBを活用した研修においてスタジオ等から配信する場合、配信立ち合い等のための旅費も補助対象
会議費	委員会の飲料代	×単なる打合せ、食事代及び菓子代は補助対象外

会場借料	委員会及び研修会場における会場及び機器等の借上料			<p>*委員会及び研修会場以外から機器等を借り上げる場合の科目は会場借料ではなく、「借損料」で計上</p> <p>○WEBを活用した研修において複数のサテライト会場で研修を実施する場合、当該サテライト会場の会場借料は補助対象。</p> <p>×自己所有・管理の施設を使用した場合、料金表がなく借室基準が不明確な会場を使用した場合、研修と直接関係ない備品等の経費（看板、テーブルクロス、録音代行等）はそれぞれ補助対象外</p>
資料費	コピー代	委員会	委員就任依頼文書、委員会開催案内文書、委員会配付資料	×全国中央会宛に提出する書類、必要以上にコピーした部数（研修会での欠席者等分も含む）は補助対象外
		研修会	研修受講案内文書、講師依頼文書、研修配布資料（開催要綱、受講者名簿、研修使用資料、アンケート用紙）	
		調査等	受講者に対する事前及び事後アンケート用紙等効果測定資料が補助対象	
	資料購入			<p>○研修実施に必要な不可欠な書籍や資料は補助対象</p> <p>×単価や必要性が不明な書籍等の購入費は補助対象外</p>
印刷費	委員会で使用する資料、効果測定に関する資料及び研修で使用するテキストを印刷する経費			×必要以上に印刷した部数（研修会での欠席者等分も含む）は補助対象外
借損料	研修会場にて調達できない機器等をレンタル業者から賃借する経費			×講師（所属先を含む）が自己所有する機器等は補助対象外
車両借上費	バス及びワゴンタクシー等、視察研修のために一団で移動するために車両を借り上げる経費			<p>○視察先と研修会場等間と直接の往復に要する区間と時間が補助対象</p> <p>○用途、補助対象者数にみあう車両または台数が補助対象</p> <p>×ガソリン代、保険料及び受講者等の個別利用は補助対象外</p> <p>*積算内訳に区間を明示</p>

通信運搬費	委員会関係 文書の送料	委員会委員就任文書、委員会開 催案内文書、返信用文書の送料	×次のものは補助対象外 ・電話、FAX料金 ・インターネット通信料金 ・直接の構成員でない者に対する送料 ・全国中央会宛に提出する書類に係る送 料 ・返信用封筒が残されていないもの ・全国中央会宛に提出する書類 ・必要以上にコピーした部数（研修会で の欠席者等分も含む）
	研修会関係 文書の送料	研修の受講募集案内文書、講師 依頼文書、研修使用教材等を研 修会場へ運搬する経費	
	調査等関係 文書の送料	受講者に対する事前及び事後ア ンケート用紙等効果測定にかか る資料の送料	
雑役務費	研修会の開催等に係るアルバイト代		×研修開催に直接関係する実働時間外分 （例：待機時間、記録業務）は補助 対象外
原材料費	技術指導による研修を伴う場合の原材料費		×使用後の残余に対する経費、共同申請 の場合の共同申請者間の取引等に関す る経費は補助対象外
委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・研修終了後の効果測定 ・フォローアップ活動におけるアンケート 及びヒアリング調査の実施及び分析 ・研修資料をWEBに掲載するため等の再 編集加工等の業務を外部専門業者、機関等 に業務委託する経費 		<ul style="list-style-type: none"> *見積もり（3者以上）、委託契約書の 締結要 ×研修の企画運営全般を委託したり、研 修事業者等が主催する研修に参加する 費用は補助対象外